

## 森林整備保全事業計画（案）に対する意見（パブリックコメント）について

### 1 概要

「森林整備保全事業計画（案）」について、以下のとおり、意見・情報の募集を行った。

- (1) 意見・情報募集期間： 平成31年2月27日(水)～平成31年3月18日(月)の20日間
- (2) 告知方法： 報道発表、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び農林水産省ウェブサイトへの掲載等により実施
- (3) 意見・情報提出方法： インターネット、郵送、ファクシミリのいずれか

### 2 提出いただいた意見の件数・概要

- (1) 意見提出者・団体等の数：4件（個人(不明含む)4件、団体・法人0件）
- (2) 提出項目数： 5項目

### 3 処理状況

処理結果の区分	項目数	提出意見（概要）
1. 趣旨を取り入れているもの	2	○山林種苗生産業への新規参入を促し、育成するなどの文言を計画の中に明記すべき(No.2)。 ○森林の集約化を進めるため、所有者不明や境界不明森林等への対策を進めるべき(No.3)。
2. 趣旨の一部を取り入れているもの	1	○花粉を出すスギの全伐採か、花粉を食べるカビ等による方法で、花粉を出ないようにする政策の実行をお願いする(No.1)。
3. 加筆・修正するもの	1	○第1の2「森林の整備及び保全の課題」の「国土強靱化」での「脆弱」と、第2の2(2)「治山事業」での「ぜい弱」について、字句を統一した方がよいのではないか(No.4)。
4. その他	1	○本計画案の意見募集期間が30日未満であるのは、なぜか(No.5)。
合 計	5	

4 提出意見の概要及び当該意見に対する考え方(案)

No.	該当箇所	提出意見の概要	御意見に対する考え方(案)	処理結果の区分(案)
1	<p>第3 事業実施に当たっ ての留意事項 1 施策連携の強化等 (3)事業の効果的な実施 (苗木の安定供給)</p>	<p>花粉を出すスギの全伐採か、花粉を食べるカビ等による方法で、花粉を出ないようにする政策の実行をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり、花粉を飛散させるスギの人工林を伐採することは、花粉発生源対策の大きな柱の一つです。また、伐採後の植栽にあたっては、適地適木を旨として、スギに限らず広葉樹も含め、自然条件等に適合した樹種を選定することとしています。スギを植栽する場合でも、無花粉、少花粉等花粉の少ない品種の開発を推進しており、これら花粉の少ない苗木を積極的に植栽することで、広葉樹の導入と合わせて、花粉の少ない森林づくりを推進してまいります。また、それに加え、スギの雄花を枯死させる菌類を活用して、花粉の飛散を抑制する花粉飛散防止剤の実用化に向けた技術開発等も推進してまいります。</p> <p>なお、本計画と併せて作成することとされている全国森林計画(平成30年10月閣議決定)では、「花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする」と記載したところとあります。</p>	2
2	<p>第3 事業実施に当たっ ての留意事項 1 施策連携の強化等 (3)事業の効果的な実施 (苗木の安定供給)</p>	<p>山林種苗生産業者が高齢化を理由に減少している。このため、苗木の生産量が落ち込み、全国的に主伐期を迎えていながら、再造林したくてもできずに放置せざるを得ない跡地が増えている。国有林も例外ではない。こうした現状に鑑み、山林種苗生産業への新規参入を促し、育成するなどの文言を計画の中に明記すべき。</p> <p>また、スギは将来にわたって我が国の主要林産物として需要はあると思われることから、単種に偏ることのリスクヘッジが必要。さらに、生物多様性、国土強靱化の観点からも、その土地の在来樹種による造林も行うために、山林種苗業者に対する資金・ノウハウの支援が必要。</p>	<p>主伐・再造林を進めていくためには、苗木の安定的な供給が必要不可欠であることから、本計画の第3の1の(3)の「苗木の安定供給」の中で、「苗木の安定供給体制整備等の取組と連携して森林の整備を推進する」と記載しております。この「苗木の安定供給体制整備等」には、種苗生産に取り組みとする事業者等に対する研修や育成等が含まれており、上位計画である森林・林業基本計画(平成28年5月閣議決定)では、「種苗生産に取り組みとする事業者等に対する研修や金融措置の活用等を推進する」と記載されています。</p> <p>また、造林樹種については、本計画と併せて作成することとされている全国森林計画(平成30年10月閣議決定)において、「人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする」と記載したところとあります。</p>	1
3	<p>第3 事業実施に当たっ ての留意事項 1 施策連携の強化等 (3)事業の効果的な実施 (森林施業の集約化等)</p>	<p>所有者不明や森林所有者が遠くに住んでいることなどにより森林の集約化が難しいなど、林業は新規参入には厳しい点が多い。森林経営計画の作成に必要な20ヘクタール<sup>(林野庁注)</sup>まで、いつ集約化が達成されて活動に取り組めるのだろうか、という不安がある。放置林や境界明確化といった問題が、森林整備保全事業計画で解決できるようになるように望んでいる。計画案は持続的な森林づくりとして良いと思うが、新規参入などの問題などにも取り組んでいただきたい。</p> <p>(林野庁注:参考)森林経営計画(区域計画)では、対象面積として30ヘクタール以上が必要。</p>	<p>森林整備及び保全の事業を効率的・効果的に進めていくためには、森林施業の集約化等は重要な課題と考えています。このため、第3の1(3)「事業の効果的な実施」の「森林施業の集約化等」において、本年4月に施行された森林経営管理法に基づき市町村を主体とした取組が新たに進められることも含めて、「森林の所有者及びその境界の明確化や森林施業集約化の推進、森林経営管理制度の活用促進(略)により、効率的かつ円滑な森林の整備及び保全の実施に努める」と記載しています。</p>	1

No.	該当箇所	提出意見の概要	御意見に対する考え方(案)	処理結果の区分(案)
4	その他	<p>①第1の2「森林の整備及び保全の課題」の「国土強靱化」での「脆弱」と、第2の2(2)「治山事業」の「安全で安心して暮らせる国土づくり」での「ぜい弱」について、字句を統一した方がよいのではないか。</p> <p>②第1の2「森林の整備及び保全の課題」の「国土強靱化」での「熊本地震、北海道胆振東部地震」の記載は、「熊本地震、北海道胆振東部地震による災害」の方がよいのではないか。</p> <p>③第1の2「森林の整備及び保全の課題」の「国土強靱化」での「災害に強い森林づくり」には、「もり」とふりがなを付した方がよいのではないか(第2の2(1)「森林整備事業」の「発揮を期待する機能に応じた多様な森林づくり」についても同様)。</p>	<p>①ご指摘のとおり、統一します。</p> <p>②「熊本地震、北海道胆振東部地震」については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月閣議決定)等においても、地震を自然災害の一つとして取り扱う記載をしていることから、原文どおりとさせていただきます。</p> <p>③本計画における「森林」への「もり」のふりがなについては、「美しい森林づくり推進国民運動」等、名称として「もり」と決められているものについて、ふりがなを付しており、その他の「森林」についてはふりがなを付していません。</p>	3
5	その他	<p>本計画案の意見募集期間が30日未満であるのは、なぜか。</p>	<p>本計画案についての意見等募集については、行政手続法に基づく意見公募に該当しないため、意見等募集期間についての特段の定めはなく、本計画の策定に係る今後の事務的スケジュールや全国森林計画(平成30年10月閣議決定)の策定時の取り扱い(意見等募集期間:20日間)を踏まえ、設定させていただいたところです。</p>	4

## 森林整備保全事業計画（案）に対する都道府県知事への意見聴取について

### 1 概要

「森林整備保全事業計画(案)」について、森林法第4条第11項の規定において準用する同条第8項の規定に基づき、都道府県知事への意見聴取を行った。

(1)意見聴取日:平成31年3月29日

### 2 意見の件数・概要

(1)意見数:1件

(2)提出項目数:1項目

### 3 処理状況

- |   |                    |       |
|---|--------------------|-------|
| { | 1: 趣旨を取り入れているもの    | (0項目) |
|   | 2: 趣旨の一部を取り入れているもの | (0項目) |
|   | 3: 加筆・修正するもの       | (1項目) |
|   | 4: その他             | (0項目) |

No	該当箇所	提出意見の概要	御意見に対する考え方(案)	処理結果の区分(案)
1	第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題 (国土強靱化への対応)  第2 事業の目標及び事業量 2 事業分野別の取組 (1)森林整備事業 (山村地域の活力創造や事業活動の継続確保への寄与)	平成30年台風第21号の被害状況等も踏まえ、本計画において、風倒木や危険木の処理等の対応についての記述を充実していただきたい。	本計画(案)では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月閣議決定)を踏まえ、流木対策を中心に災害対応に係る記載の充実を図っていたところですが、風倒木被害への対応については同様に同3か年緊急対策の対象に関わらず明記していなかったこと等から、ご意見を踏まえ下線部のとおり追記・修正します。 ・第1の2 「また、流木や風倒木等による建物や、道路、鉄道、電線等への二次的被害により、 <u>通行止めや停電が長期かつ広域にわたり発生するなど地域住民への深刻な影響も顕在化してきている。</u> 」 ・第2の2の(1) 「また、 <u>風倒被害の頻発に対応して、道路等に近接する森林において、道路や電線の管理者、鉄道会社等と適切に連携を図りつつ、復旧に向けた被害木の処理や多様な樹種の植栽、危険木の除去を含む間伐等の予防的な取組を推進する。</u> 」	3